

岸和田市貝塚市清掃施設組合個人情報の保護に関する法律施行条例

令和5年3月29日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、管理者、公平委員会、監査委員をいう。

2 前項に掲げるもののほか、この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

(手数料等)

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。ただし、法第87条第1項又は第3項の規定により写しの交付を受ける者は、実費の範囲内において規則で定める額の費用を納めなければならない。

(審査会)

第4条 管理者の附属機関として法第105条第3項において準用する同条第1項の規定又は岸和田市貝塚市清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第3号。以下「組合議会個人情報保護条例」という。）第45条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため岸和田市貝塚市清掃施設組合個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、6人以内の委員で組織する。

3 審査会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし再任を妨げない。

4 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

5 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(審査会への諮問)

第5条 実施機関は、法第105条第3項において準用する諮問事項の他、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(審査会の調査権限)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関（法第105条第3項において準用する同条第1項の規定及び組合議会個人情報保護条例第45条による諮問（以下「諮問」という。）

をした実施機関をいう。以下同じ。)に対し、諮問に係る保有個人情報の提示を求めることができる。

2 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、諮問に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、審査会に提出するように求めることができる。

3 諮問実施機関は、審査会から前2項の規定による求めがあった時は、これを拒んではならない。

(調査審議手続の非公開)

第7条 審査会が行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(運用状況の公表)

第8条 管理者は、毎年1回、個人情報保護制度の各実施機関における運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(岸和田市貝塚市清掃施設組合個人情報保護条例の廃止)

第2条 岸和田市貝塚市清掃施設組合個人情報保護条例(平成29年条例第1号)は、廃止する。

(岸和田市貝塚市清掃施設組合個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の岸和田市貝塚市清掃施設組合個人情報保護条例(以下この条において「旧個人情報保護条例」という。)第3条第2項の規定による職務上知り得た旧個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報又は旧個人情報保護条例第14条第2項の規定によるその事務に関して知り得た旧個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報(以下この条においてこれらを「旧個人情報」という。)を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧個人情報保護条例第2条第2号に規定する実施機関(以下この条において「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務(以下「旧個人情報受託業務」という。)に従事していた者

2 この条例の施行の日前に旧個人情報保護条例第15条第1項、第2項若しくは第3項(第24条第3項及び第25条第3項において準用する場合を含む。)、第24条第1項又は第25条第1項の規定による請求がされた場合における旧個人情報保護条例に規定する個人情報の開示、訂正並びに利用の停止、消去及び提供の停止並びにこれらの請求に対する決定に係る審査請求については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有して

いた個人の秘密に属する事項が記録された行政文書であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を電子計算機を用いて容易に検索することができるように体系的に構成されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を同条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人情報であって、行政文書に記録されたものを同条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 旧個人情報受託業務の全部又は一部の処理を行う実施機関以外の法人及び法人でない団体（以下この項において「法人等」という。）の代表者又は法人等若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人等又は人の業務に関して前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人等又は人に対しても、各本項の罰金刑を科する。

6 前3項の規定は、同項に規定する者が岸和田市及び貝塚市の区域外においてこれらの項の罪を犯した場合についても適用する。